

杉村やすらぎ広場における出店事業者募集要領

1. 目的

杉村やすらぎ広場において、事業者による飲食物及び物品等の販売をすることで、広場の魅力向上及びにぎわい創出を図ることを目的とする。

2. 出店概要

- ① 出店場所 : 杉村やすらぎ広場【4区画】・・・位置図参照
(橋本市御幸辻 401 番地)
- ② 区画面積 : $1.8\text{m} \times 5.0\text{m} = 9.0\text{m}^2$
*1t 車を超えるキッチンカーについては要相談。(出店料金含む)
- ③ 出店料金 : 1区画あたり1日につき 3,960 円(橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例による)
($9.0\text{m}^2 \times 400\text{円}/\text{m}^2 \times 1.10 = 3,960\text{円}$ (税込み))
- ④ 販売物 : 物品、飲食物等(酒類・紙パック・ペットボトル・缶類は不可)
*他店との出店品目が重複する可能性がある。
- ⑤ 出店時間 : 9時～17時(準備、撤去時間を含む)
*営業時間の短縮及び延長を希望する場合は、まちづくり課と協議すること

3. 出店資格

次に掲げる全てを満たす者であること。

- ① 当該施設地域(橋本地域)で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。
*飲食物の販売を行う場合は、食品衛生責任者(調理師・栄養士等)の資格を有するもの。
- ② 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- ③ 次に掲げる者は出店できない。
 - ・未成年者
 - ・社会問題を起こしている業種又は者
 - ・市税を滞納している者
 - ・集団的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める業種及び者
- ⑤ 次に掲げる飲食物等は出店できない。
 - ・酒類、紙パック、ペットボトル、缶類は不可
 - ・公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者
 - ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
 - ・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ・前3項に掲げるもののほか、市長が不相当と判断した商品を出店するもの
- ⑥ 4.「遵守事項」に規定する事項を遵守できる者

4. 遵守事項

出店者は、下記事項を遵守するとともに、利用者の満足度の向上に努めること。

- ① 水や電気の利用は出店者側で用意すること。
- ② 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- ③ 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
- ④ 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り、適切に処分すること。
- ⑤ 営業時間終了後は、広場内を巡回しゴミを回収・処分すること。
- ⑥ 営業時間終了後は、出店箇所の清掃を行い、原状回復すること。ただし、翌日出店する場合に限り、キッチンカーや屋台等を設置した状態で置くことができる。その場合、安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑦ 火器を使用する場合は、橋本市消防本部予防課に「露店等の開設届出書」を提出すること。
- ⑧ 火器を使用する場合は、業務用消火器(10型)を準備し、防火対策すること。
- ⑨ 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- ⑩ 搬入搬出車は、必ず杉村公園・杉村やすらぎ広場第1駐車場以外に駐車すること。
(キッチンカーは除く)
- ⑪ 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
- ⑫ 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- ⑬ 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- ⑭ 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。
- ⑮ 食物アレルギーの対策として、アレルゲン食品の表示を行うこと。
- ⑯ 許可内容と関係のない広告等は掲示しないこと。
- ⑰ 雨天などでやむを得ず出店を中止する場合は、必ず前日までに橋本市役所まちづくり課宛てに理由を記載し、メール(machiz@city.hashimoto.lg.jp)で報告すること。報告や正当な理由がない場合、還付しない。また、今後出店する際には審査が通らない場合がある。
- ⑱ 移動販売車の場合は、決められた場所のみ走行し、車止めなどで車両を固定すること。
- ⑲ 拡声器等を利用した呼び込み、BGMの使用は禁止する。
- ⑳ 発電機を使用する場合は、騒音対策を行うこと。
- ㉑ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに市に報告すること。
- ㉒ 新型コロナウイルスの特徴を踏まえた自主的な感染対策を行うこと。
- ㉓ 出店者は、広場施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- ㉔ 出店物の盗難、破損及び紛失について、市は一切責任を負わない。
- ㉕ 出店者は、売上状況や市が実施するアンケートに協力すること。
- ㉖ 出店者は、橋本市の意見や調整等に対し誠意をもって努めること。
- ㉗ 橋本市の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
- ㉘ 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。
- ㉙ 「橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例」及び「橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例施行規則」を遵守すること

5. 定めのない事項等の処理

本事項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、まちづくり課と出店者の協議の上処理するものとする。

6. 出店方法

イ. 受付方法

出店希望日の2か月前の1日から受付を行う。

受付期間は出店希望日の15日前までとする。

受付は、先着順とする。

受付時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。

<例>

出店希望日:3月15日 ⇒ 受付:1月4日午前9時から

ロ. 提出書類

① 下記の必要書類を受付期間中に提出場所に持参すること。

	飲食物の販売		飲食物以外 の販売
	移動販売車	露店等	
やすらぎ広場内制限行為許可申請書 (様式第1号)	○	○	○
事業概要書(別添1)	○	○	○
誓約書(別添2)	○	○	○
提出書類チェックリスト(別添3)	○	○	○
営業許可証の写し・届出書 (飲食物を調理する施設すべて)	○	○	
①調理士の免許証 ②栄養士の免許証 ③食品衛生責任者養成講習会終了証 のうちいずれか一つの写し	○	○	
出店品目の写真(全て)	○	○	○
車検証の写し	○		
移動販売車の写真 (前後左右の写真)	○		
完納証明書(橋本市税分)	○	○	○
その他営業に要する許可書等	必要に応じて		

*届出書の提出が必要な場合・・・生産者以外が野菜・果物等を販売する場合等

② 提出場所

橋本市役所 建設部 まちづくり課 公園緑地係

〒648-8585 和歌山県橋本市東家 1-1-1

TEL 0736-33-1179

e-mail machiz@city.hashimoto.lg.jp

ハ. 許可申請書の発行

許可証の準備が整い次第、出店者に連絡するのでまちづくり課に受け取りに来ること。
(申請書の確認に約1週間程度を要する。)

ニ. 納付方法

許可書と同時に納付書をお渡しするので、許可日から1週間以内に納付すること。
納付がない場合は許可を取り消す。

ホ. 使用中止について

雨天などでやむを得ず出店を中止する場合は、必ず前日までに橋本市役所まちづくり課宛てに理由を記載し、メール(machiz@city.hashimoto.lg.jp)で報告すること。
報告がない場合や正当な理由がない場合、還付はしない。また、今後出店する際には審査が通らない場合がある。

ヘ. 使用料の還付

使用料の還付が発生する場合は、「使用料還付申請書」及び「橋本市預金口座振替依頼書」を提出すること。